

利用上の注意

1 国籍・地域に係る注意事項

(1) 平成23年末までの外国人登録者数に係る統計では、台湾を中国に含めておりましたが、平成21年改正出入国管理及び難民認定法施行に伴い、在留カード及び特別永住者証明書（以下「在留カード等」という。）には、国籍・地域欄に「台湾」と表示されることとなったため、平成24年末から中国とは別に集計しています。

(2) 平成27年末から、「韓国・朝鮮」に係る表記を、「韓国」、「朝鮮」と区別し表記しています。なお、在留外国人統計における「朝鮮」は国籍を示すものとして用いているものではありません（注）。

（注）在留外国人統計における「国籍・地域」は、在留カード等の「国籍・地域」欄の表記を基に作成しており、朝鮮半島出身者及びその子孫等で、韓国籍をはじめいずれかの国籍があることが確認されていない者は、在留カード等の「国籍・地域」欄に「朝鮮」の表記がなされています。

(3) 令和元年6月末から、国籍名表記を次のとおり変更しています。

ア 「マケドニア」を「北マケドニア」へ変更

イ 「カーボヴェルデ」を「カーボベルデ」へ変更

ウ 「セントクリストファー・ネーヴィス」を「セントクリストファー・ネービス」へ変更

(4) 令和4年6月末から、地域表記を次のとおり変更しています。

ア 「北米」を「北アメリカ」へ変更

イ 「南米」を「南アメリカ」へ変更

(5) 令和5年末から、国籍名表記を次のとおり追加しています。

ア 「中国」の内訳として、「うち中国〔香港〕」及び「うち中国〔その他〕」を追加

イ 「英国」の内訳として、「うち英国〔香港〕」を追加

2 在留資格に係る注意事項

(1) 平成29年末から、在留資格「介護」及び「技能実習3号イ及び3号ロ」を追加しています。

(2) 令和元年6月末から、在留資格「特定技能1号及び2号」を追加しています。

3 市区町村に係る注意事項

(1) 各集計時点（6月末又は年末）までに市区町村の廃置分合等があった場合は、統計表に反映しています。

(2) 令和3年末から、市区町村コード(注)を追加しています。

(注) 市区町村コードとは、情報処理の効率化と円滑化に資するため、コード標準化の一環として、総務省(当時：自治省)が昭和43年に全国の都道府県及び市区町村のコードを設定したものです。

4 年齢・性別に係る注意事項

令和4年末から、性別欄に「その他」を追加し、「年齢」階級幅を1歳階級幅から5歳階級幅に変更しています。

5 統計表に係る注意事項

(1) 令和3年末から、次のとおり変更しています。

ア 「第7表 市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」を「第3表 市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」へ変更。

イ 「第7表の2 市区町村別 在留資格別 在留外国人」を「第3表の2 市区町村別 在留資格別 在留外国人」へ変更。

ウ 「第7表(別表) 在留外国人総数上位100市区町」を「第3表(別表) 在留外国人総数上位100市区町」へ変更。

(2) 令和4年末から、次のとおり変更しています。

ア 在留外国人統計の見直しの結果、中長期在留者ではない者を含む「第1表の2 国籍・地域別 在留資格(在留目的)別 総在留外国人」及び「第2表の2 国籍・地域別 年齢・男女別 総在留外国人」は政策的な必要性に乏しいことから公表を廃止しています。

イ 「第2表 国籍・地域別 年齢・男女別 在留外国人」を「第2表 国籍・地域別 年齢(5歳階級)・性別 在留外国人」へ変更。

ウ 「第3表の2 市区町村別 在留資格別 在留外国人」を「第4表 市区町村別 在留資格別 在留外国人」へ変更。

エ 「第3表(別表) 在留外国人総数上位100市区町」を「A 在留外国人総数上位100市区町」へ変更。

(3) 令和5年末から、次のとおり変更しています。

ア 「第1表 国籍・地域別 在留資格(在留目的)別 在留外国人」を「第1表 国籍・地域別 在留資格別 在留外国人」へ変更。

イ 「第2表 国籍・地域別 年齢(5歳階級)・性別 在留外国人」を「第3表 国籍・地域別 年齢(5歳階級)・性別 在留外国人」へ変更。

ウ 新たに「第2表 国籍・地域別 在留目的別 在留外国人(特定活動・日本人の配偶者等・定住者)」を公表。

エ 新たに第2表として、在留資格「特定活動」「日本人の配偶者等」「定住者」の在留目的の内訳を公表するため、これまで第1表で公表（令和4年6月末までは、第1表の2でも公表）していた在留資格「特定活動」「日本人の配偶者等」の在留目的部分につき、省略。

オ 「在留外国人総数上位100市区町」を「都道府県市区町村別 在留外国人」とし、全ての都道府県市区町村の在留外国人数を公表。

カ 「在留外国人統計テーブルデータ」を「在留外国人統計テーブルデータ（T1）（国籍・地域別 在留資格別 都道府県別 年齢・性別）」へ変更。

キ 新たに、「国籍・地域」、「在留資格」及び「市区町村」の項目を組み合わせ可能な、「在留外国人統計テーブルデータ（T2）（国籍・地域別 在留資格別 市区町村別）」を公表することとし、「第3表 市区町村別 国籍・地域別 在留外国人」及び「第4表 市区町村別 在留資格別 在留外国人」を廃止。

（4）令和6年6月末から、次のとおり変更しています。

ア 在留外国人統計の見直しの結果、令和4年末から公表を廃止していた、中長期在留者ではない者を含む「総在留外国人」を、「第1表の2 国籍・地域別 在留資格別 総在留外国人」及び「第3表の2 国籍・地域別 年齢（5歳階級）・性別 総在留外国人」として、公表を再開。

イ 「第2表 国籍・地域別 在留目的別 在留外国人（特定活動・日本人の配偶者等・定住者）」について、「特定活動」の在留目的に対応する告示の号数を追加。なお、第2表に掲載のない在留資格「特定活動」「定住者」の告示及び告示外の在留目的については「その他」に含む（中長期在留者でない在留資格「特定活動」の告示3号、4号、12号、15号、53号及び54号は同表の掲載対象外。）。

ウ 在留資格「特定活動」の「難民認定手続中」を「難民認定等手続中」に変更。

（5）令和6年末から、次のとおり変更しています。

ア 「第2表 国籍・地域別 在留目的別 在留外国人（特定活動・日本人の配偶者等・定住者）」について、在留資格「特定活動」のうち、「本国情勢等（告示外）」を追加。また、デジタルノマド（本人（告示53号）及び配偶者・子（告示54号））について、中長期在留者ではないため、外数として追加。

イ 第A表について、テーブルデータ（市区町村別 国籍・地域別 在留資格別）で確認が可能となったため、廃止。

ウ 「在留外国人統計テーブルデータ（T2）（国籍・地域別 在留資格別 市区町村別）」に、特別区、政令市及び在留外国人が5,000人以上の市町村について、年齢・性別データを追加。

（6）令和7年6月末から、次のとおり変更しています。

「第2表 国籍・地域別 在留目的別 在留外国人（特定活動・日本人の配偶者等・

定住者）」について、「特定活動」の在留目的に「自動車運送業準備（告示 5 5 号）」を追加。

（7）令和 7 年末から、次のとおり変更しています。

「第 2 表 国籍・地域別 在留目的別 在留外国人（特定活動・日本人の配偶者等・定住者）」について、在留資格「特定活動」のうち、「特定技能 2 号移行準備（告示外）」を追加。